

ITツール登録についての注意点

2019年5月13日 IT導入補助金事務局

IT導入支援事業者各位

IT導入補助金2019は、昨年の制度から大きく変更(プロセスの導入等)となりました。昨年の制度に基づいてITツールの申請をされたことが原因と思われる「不備」が多発しております。

ITツールの申請において、判断し易い考え方や、間違えやすいポイントをまとめました。

ITツール登録担当者の方は、必ずご一読ください。

1. パッケージソフトに対して、プロセス選択をする際の注意点

プロセスP-01～P-06に対応する業務パッケージソフトについて

Pコード	プロセス名	対象となる部門とパッケージソフトウェア例
P-01	①顧客対応・販売支援	<p>主に営業部門等で利用するソフトウェアが該当します。</p> <p>SFAやCRMなど、契約前の顧客や商談の醸成段階で、営業活動の履歴管理や目標達成度など進捗管理を行ったり、営業部門の活動を見える化する業務パッケージソフトが該当します。</p> <p>また、見込み顧客に対して行動を起こすソフト（マーケティングオートメーション）もこのプロセスに該当します。</p>
P-02	②決済・債権債務・資金回収管理	<p>主に営業部門と購買部門などが利用するソフトウェアが該当します。</p> <p>B2C事業者向けの決済（レジ等）ソフトはここに入ります。</p> <p>B2B事業者向けであれば、売上・売掛から回収までを管理するソフトが該当します。</p> <p>売上と仕入等コスト情報を集約し管理する採算管理（原価計算）や資金管理も入ります。</p> <p>債権債務の管理（売掛・入金管理と買掛・支払い管理）が該当します。</p>
P-03	③調達・供給・在庫・物流	<p>主に在庫管理部門、物流部門、倉庫部門が利用するソフトウェアが該当します。</p> <p>商品や材料部品の仕入れとその在庫管理、商品・製品の出荷から納品まで、物流業務を管理するソフトウェアが該当します。</p>
P-04	④人材配置	<p>主に業務部門または現場の管理者が利用するソフトウェアが該当します。</p> <p>要員のスキルや勤務条件を入力することで、自動でシフト組みをする高度なソフトウェアが該当します。</p> <p>主に人手でシフトを作成し管理する類のソフトウェアは該当しません。</p>
P-05	⑤業務固有プロセス（実行系）	<p>業種特有の職務機能部門が利用するソフトウェアが該当します。</p> <p>業務固有プロセス【実行系】は、その業種の根幹となる事業のソフトウェアが該当します。</p> <p>その為P-05とP-06の内容は各業種で異なります。</p>
P-06	⑥業務固有プロセス（支援系）	<p>業種特有の職務機能部門が利用するソフトウェアが該当します。</p> <p>業務固有プロセス【支援系】は、【実行系】のライン業務をフォローするスタッフ業務に対応するソフトウェアが該当します。</p> <p>設備や車両などのインフラ情報管理や工程情報管理などが該当します。</p>

プロセスのP-07～P-08に対応する業務パッケージソフトについて

Pコード	プロセス名	対象となる部門とパッケージソフトウェア例
財P-07	⑦会計・財務・資産・経営	<p>主に経理・財務・経営企画部門が利用するソフトウェアが該当します。</p> <p>一般的な会計ソフト(財務・税務など)が該当します。 経費精算ツールなども、会計ソフトへのデータ準備ソフトとしてここに該当します。</p>
人P-08	⑧総務・人事・給与・労務	<p>主に総務・人事・労務部門が利用するソフトウェアが該当します。</p> <p>人事管理(採用・処遇・評価・退職)ソフト、労務管理(給与・社保国保計算、36協定など)ソフトが該当します。 単なる勤怠データを扱うだけのものは、労務管理ソフトのオプションと位置付けます。 IT部門などで利用するIT資産管理ソフトもここに該当します。</p>

以上の例で、業務パッケージソフトに対応するプロセスは「対象となる部門」という考え方に立つと判断しやすくなるかと思います。

また、プロセス選択において、

【P-01～P06】と、【P-07～P-08】のグループにまたがって同時に選択される業務パッケージソフトは、ERP以外は基本的にありません。

プロセスのP-09に対応する効率化パッケージソフトと P-10に対応する汎用パッケージソフトについて

Pコード	プロセス名	対象となる部門とパッケージソフトウェア例
効P-09	⑨自動化・分析	<p>プロセスP-01～P-08に対応する業務をIT化するに際して、同時に導入することでその業務の自動化・効率化を強化促進するソフトが該当です。</p> <p>RPAの場合はソフトウェア本体がここに該当し、シナリオ作成代行費はオプションの扱いになります。 機械設備などから情報を自動で収集し管理するIoTも該当します。</p> <p>P-01～P-08対応の業務パッケージで、分析機能を有するソフトがありますが、付帯機能として扱いますので追加のプロセスは選択できません。 効率化・分析に該当するソフトは、独立した専用パッケージソフトを指します。</p>
汎P-10	⑩汎用	<p>文書証憑管理やワークフロー、グループウェアなど、独立した専用パッケージソフトを指します。 尚、経費精算や勤怠申請などで承認機能(ワークフロー)付きのソフトは該当しません。</p>

プロセス選択において、**【業務プロセス (P-01～P-08)】と、【効率化プロセス (P-09) または汎用プロセス (P-10)】が同時に選択されることも原則ありません。**

2. 特に多い間違い

- a. 業務プロセスと効率化プロセスまたは汎用プロセスが同時に選択されている。原則一緒に選択されることはありません。
- b. 昨年度の制度の考え方に基づいてプロセスを選択している。昨年は「機能」ですが、本年度は「プロセス」です。
どの業務プロセスに対して生産性が向上するのかで判断します。
今一度ITツール登録要領とITツール登録の手引きを熟読してください。

よくある間違い例

顧客データを持ち、売上管理と納品の部門で活用している様なケースはP-01に該当はしません。（顧客データを持っていることと顧客対応のプロセスに対応するソフトウェアであることは、異なります）

- c. 一見関係ない「業種」が選択されている。介護業向けのソフトウェアであるにもかかわらず、卸業が選択されている等。
- d. 金額設定の根拠が不明。ITツールの概要に説明もなく、異常に高額な金額設定がされている。
- e. 本年度対象外の「ホームページ制作」が、業務パッケージ等のカテゴリーで申請されている。
- f. 昨年の登録ITツールのデータを引用して、更新がないまま申請されている。

3. カスタマイズの範囲

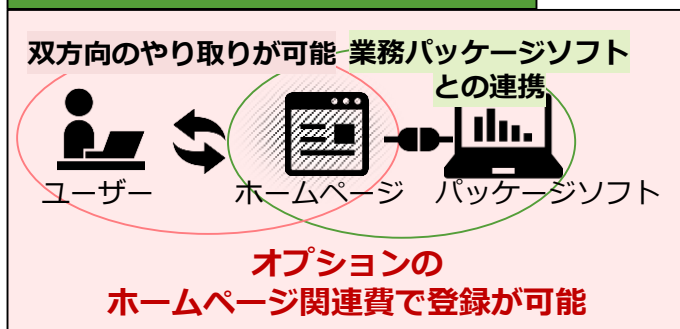
パッケージソフトウェア(仕様が確定している)が補助対象です。過去に特定の顧客向けに開発したプログラムに一部改修をして販売をするようなケースはカスタマイズの範囲ではなく、一部スクラッチ開発とみなします。また、半完成品(SIコア)もITツールとして登録できません。

パッケージソフトを導入するにあたり、顧客業務に合わせたパラメータ等設定は対象ですが、プログラム内部のコードを書き換えるなどの変更は対象外です。

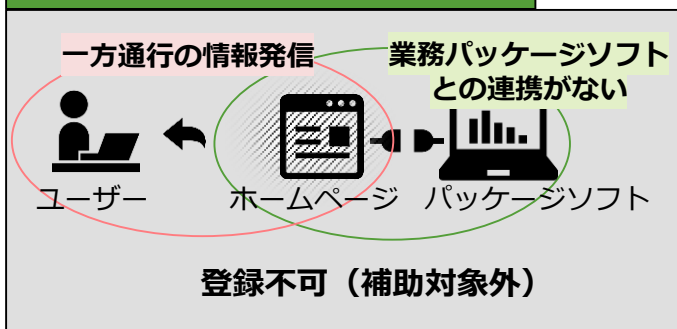
4. 申請可能なホームページ関連のITツールについて

本年度は登録できるホームページには制限があります。

【補助対象となる ホームページの例】



【補助対象とならない ホームページの例】



業務プロセスの改善（業務の質の向上と効率化）が本補助金の目的です。その為、ホームページ制作関連は業務パッケージと連携することを前提としたものでなければなりません。

【ホームページ対象・対象外一覧】

ホームページ制作内容	ソフトウェア (P-02とP-03が該当)	オプション (ホームページ関連費)
業務パッケージソフトとの連携がなく、一方通行の情報発信のみのホームページ	×	×
双方向のやり取りが可能で、業務パッケージソフトとの連携が可能なホームページのフルスクラッチ制作	×	○
CMSを利用した双方向のやり取りが可能で、業務パッケージソフトとの連携が可能なホームページ制作	×	○
ECサイトのフルスクラッチ制作	○	—
CMSを利用したECサイトの制作	○	—
ショッピングモールへの出店と店舗ページ制作	○	—
CMS、EC用のCMSのみ	×	○

ソフトウェアでの登録が可能なものはECサイト制作のみであり、それ以外のホームページ制作（双方向のやり取りが可能なもの）はオプションの【ホームページ関連費】で、登録してください。

5. ホームページ関連の登録の仕方

ホームページ制作に関連した対象となるITツールは以下の通りです。

役務関連			CMS関連	
HP、LPの保守費	マーケティング代行費	SEO対策費	CMS利用料	フォーム作成ツール・EFO
本年度に申請するホームページやLPに対する1年間の保守費が対象。	本年度に申請するホームページやLPに対するマーケティング代行費に限る。 SNS等の導入代行、サポート、アカウント利用料、1年間の運用代行費用も対象となる。 マーケティングツールについてはソフトウェアで登録が可能。	本年度に申請するホームページやLPに対するSEO対策費に限る。 SEO対策ツールについてはソフトウェアでの登録が可能。	CMSツールの購入費用または1年間分の利用料が対象。	フォーム作成ツールの購入費用または1年間分の利用料が対象。

いずれにおいても、本年度に導入するホームページ・LP制作に付随するものが対象であり、従来から保有しているホームページ・LPに付随する関連費用は対象外。
また、ECサイトを制作するにあたり利用するCMSについては、ソフトウェアとしてITツールを登録する際にその利用料も含めること。

Point!



ホームページ関連費は、それぞれを単体で登録するのではなく、予め導入するITツールを組み合わせせてセット登録をしてください。

**HP関連は
組み合わせて
登録を!**

例：ITツール名
ITツール概要

ホームページ制作SEOパック
導入後もメンテナンスのしやすいWordPressでホームページを構築します。デザインはベースとなるサンプル4種類からお選びいただけます。導入後はご自身で更新をしていただくことが可能。
1年間のSEO対策についてサポートをいたします。
本ITツールに含まれるもの・・・ホームページ制作費用・デザイン費用、SEO対策費用1年間分

ホームページ関連費において、1つにまとめたITツールで申請いただきますが、交付決定を受けた場合、組み合わせたサービスについてはすべて導入しなければなりません。

